平成２７年（フ）第２０３４号
大阪府四條畷市雁屋南町10番５号
債務者　鈴木　和子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２６５号
大阪市天王寺区城南寺町５番34―205号
債務者　白石　　明
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２７３号
大阪市此花区酉島４丁目２番22―1005号
債務者　大久保哲男
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３０８号
兵庫県尼崎市食満３丁目23番33―602号、前住所大阪府豊中市庄本町４丁目３番10号
債務者　小柳実也こと　小柳　実也
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６７５号
大阪市東淀川区豊里３丁目16番45―601号
債務者　不破　敦子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６７７号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目17番５号
債務者　黒山日出子（旧姓外村）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６８８号
大阪府東大阪市鴻池町１丁目19番11―606号
岡本健志方
債務者　岡本　順子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６８９号
大阪市東淀川区豊里４丁目４番１号
債務者　高倉久美子（旧姓守屋）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１０４号
横浜市都筑区茅ケ崎南２丁目13番11―３号
債務者　山田　美恵
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３７号
東京都昭島市玉川町３丁目６番13―110号
債務者　荒川　敏昭
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１８号
愛知県豊川市豊川町伊呂通52番地の２　ユニーブル豊川駅前503
債務者　仲宗根明日美
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２５４号
岡山市南区妹尾3318番地49
債務者　長谷川　誠
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５号
熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸1419番地５宮本団地１号棟404号
債務者　中　　和成
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月14日午前10時
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第１０５４号
横浜市港北区師岡町242番地３　ルビーハイツ102
債務者　内山　　明
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９号
長野県佐久市布施2477番地73
債務者　小城　雄哉
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午前11時
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第５１６号
東京都八王子市長房町719番地都営長房北アパート70―503
債務者　福田　弘江
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部